



障がいのある 学生とともに

神奈川大学では、2016年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)の施行を機に、「障がいのある学生に関する方針」を見直すとともに、「障がい学生支援に関するガイドライン」を策定し具体的な支援体制を構築しました。このガイドラインは、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」等に基づき、本学の障がいのある学生支援の具体的な方策を踏まえて策定しています。学部・学科及び研究科の教育目標に準じて、障がいのある学生との建設的な対話を通じ、個々の学生の障がいの状態・特性に応じた合理的配慮の内容を決定(合意形成)します。



障がいのある学生に関する方針

(2024 年度改訂版)



神奈川大学は、2018年9月に「ダイバーシティ宣言」を行い、障がい等に基づくいかなる差別も生じないよう努め、よりよい共生社会を築くことを目指すと表明しました。この宣言に基づき、個々の障がいの特性を理解するとともに社会的障壁の除去に努め、障がいのある学生が、充実した学生生活を送れるよう環境の整備を行い、障がいの有無に関わらない公平な教育研究、その他の活動に参加する機会の確保を目指します。

【 入学試験 】

本学は、障がいのある入学志願者から社会的障壁の除去について要望があった場合は、大学入学共通テスト「受験上の配慮」に準拠し、過重な負担がない範囲において、合理的配慮の提供を行います。

【 受入 】

本学は、誰もが質の高い学生生活を送ることができるよう、学生自身の自主性を尊重しつつ個々にふさわしい支援を行うことを目指します。

【 学修支援 】

障がいのある学生一人ひとりと有効な支援内容に関して建設的な対話を重ね、合理的配慮の内容について合意形成を図ります。教育方法等については、情報保障・コミュニケーション上の配慮・公平な試験・教材に関する配慮など学修環境を整えることにより、障がいのある学生への支援を行います。また、教職員及び学生に対し、障がいのある学生への支援について理解を図り、学修・研究面での環境を整備します。

【 学生生活支援 】

障がいのある学生が充実した学生生活を送れるよう、建設的な対話を通じて、障がいに応じて必要となる支援に努めます。また、障がいのある学生と全ての学生が相互に支えあい、ともに成長することを通じて共生社会の実現を目指します。

【 進路支援 】

障がいのある学生の意向を尊重したキャリア形成及び就職支援に向けて、情報の収集と提供を行います。また、学内関連部署及び教員と連携を図るとともに、学外における各機関及び企業・団体との連携やネットワークづくりを促進し、個別支援を強化します。

● 支援の対象者

本学在学学生(非正規生、受入交換留学生含む)及び本学に入学を希望する者で身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がい含む)その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む)があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。

* 診断書、障害者手帳等根拠資料の提出が必要です。



● 主な支援内容

視覚障がい 授業資料のテキストデータ化など

聴覚障がい ノートテイクなど

肢体不自由 授業講堂配慮など

発達障がい 重要事項の視覚提示など

精神障がい 座席変更など

内部疾患 座席変更など

障がいのある学生支援スタッフ

「学生サポートスタッフ」を募集しています

学生ケア・サポート課では、障がいのある学生のサポート業務を行うスタッフ(有償)を常時募集しています。(登録制)

興味・関心のある方は、学生ケア・サポート課(なんでも相談コーナー)へお越しください。

● 支援体制

学部・研究科

入学から卒業までの支援

保健管理センター

- ・専門医による健康相談
- ・保健スタッフ等による相談

学生相談室

(横浜キャンパス)

- ・カウンセラーによる支援

カウンセリングルーム

(みなとみらいキャンパス)

- ・カウンセラーによる支援

学生ケア・サポート課 (なんでも相談コーナー)

- ・合理的配慮、支援方法に関すること
- ・合理的配慮依頼文書の授受確認
- ・合理的配慮の学内調整・連絡
- ・障がい学生支援に関する情報収集及び提供
- ・学内の理解啓発など

障がいのある 学生

教務課 履修相談、修学上の支援

就職課 キャリア支援

学生課 学生生活支援

施設課 バリアフリー対応等

その他 学内の関連部署での支援



障がいのある学生の支援窓口のご案内



学生ケア・サポート課(なんでも相談コーナー)

学生生活の困りごとの総合相談窓口

障がいのある学生の相談・合理的配慮申請窓口

本学ホームページトップページ > キャンパスライフ > 学生サポート・健康相談窓口 > なんでも相談コーナー



開室時間(キャンパス共通)

授業期間中 月～金 8:45～18:00(祝日授業日を含む)

授業期間外 月～金 8:45～16:30(平日のみ)

場所/電話

横浜キャンパス 3号館1階 / 045-481-5661(代表)

みなとみらいキャンパス 2階事務室内 / 045-664-3710(代表)

E-Mail(キャンパス共通)

nandemo-sodan@kanagawa-u.ac.jp



学内のその他相談窓口のご案内



カウンセリングルーム

(みなとみらいキャンパス)

こころの相談窓口



学生相談室

(横浜キャンパス)

こころの相談窓口



保健管理センター

健康、こころの相談窓口





支援を受けるためのプロセス・手続き方法



相 談

学生ケア・サポート課(なんでも相談コーナー)にて障がい等の状況、学修にあたっての困難な事項、必要な支援等について相談員がお聞きします。また、合理的配慮の提供の手続きについて説明します。

支援の申請
(書類の提出)

支援(合理的配慮)を申請する場合は、
・「修学上の支援申請書」
・「医師の診断書」または「障害者手帳のコピー」等の提出が必要です。

支援内容の作成・
確認

学生ケア・サポート課の相談員との面談(建設的対話)を通じて合理的配慮依頼文書を作成し、その内容を相互に確認します。

学校医との面談

診断書等をもとに学校医との面談を行います。

合理的配慮の
内容決定

所属する学部・学科、研究科等が支援内容を確認し、学内の委員会で決定します。

支援開始

学生本人から各授業担当教員へ合理的配慮依頼文書でお知らせし、具体的な支援内容を双方で確認します。

支援状況の確認

支援中は定期的に面談を行い支援状況を確認します。



障がいの「社会モデル」とは

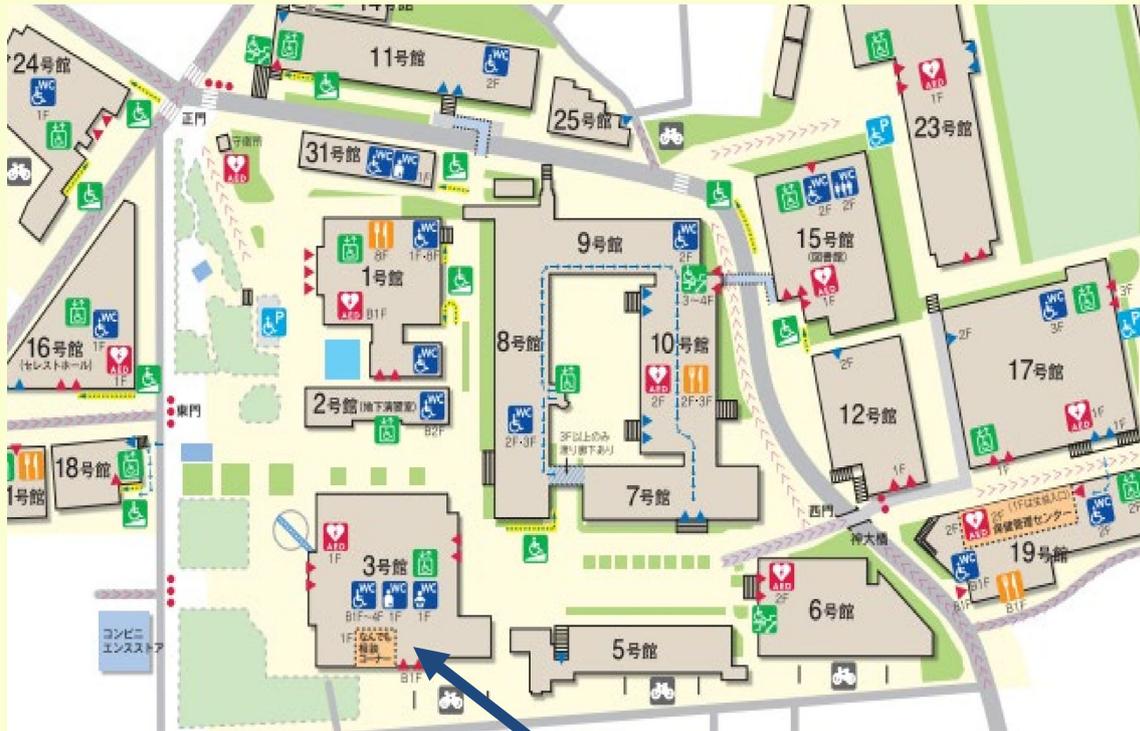
障がいは、本人の医学的な心身の機能の障がいを指すもの(これを「医学モデル」といいます)ではなく、社会における様々な障壁によって生じるものとする考え方です。

障害者差別解消法においては、「医学モデル」ではなく、「社会モデル」を取り入れています。

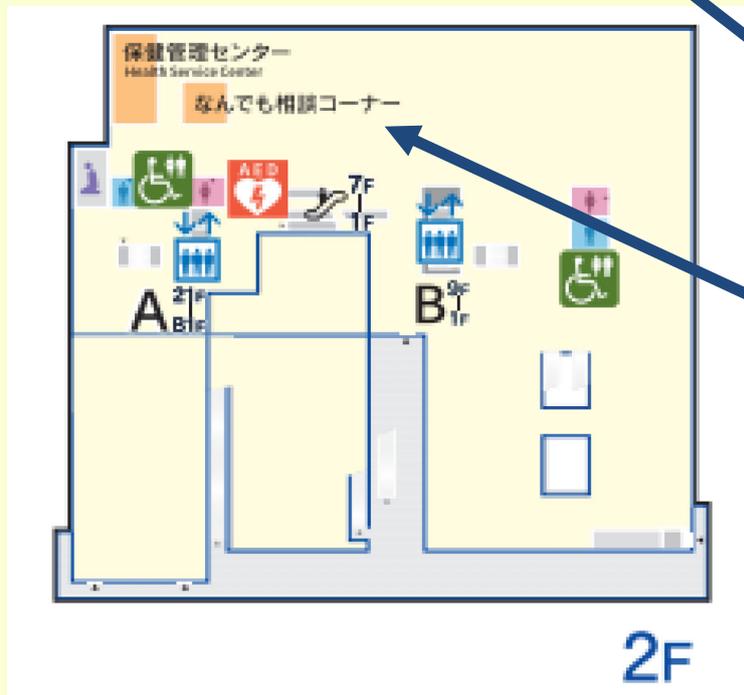
「社会モデル」は、障害者権利条約の基本理念の考え方を踏まえたものです。

* 神奈川大学バリアフリーマップをホームページに掲載しています。

横浜キャンパス



みなとみらいキャンパス



学生ケア・サポート課
(なんでも相談コーナー)



編集・発行 神奈川大学 学生ケア・サポート課

横浜キャンパス 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1

みなとみらいキャンパス 〒220-8739 横浜市西区みなとみらい4-5-3

https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/support/difficulty_support/

* 「神奈川大学障がい学生支援に関するガイドライン」は上記ホームページに掲載しています。(英語版含む)

2024年3月発行